

## デイサービスセンターふれあいの郷 地域密着型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 館山老人ホームが開設するデイサービスセンターふれあいの郷地域密着型通所介護（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、利用者である要介護者に対し、居宅においてその人らしい日常生活を営むことができるよう、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることに努める。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び、協力を行う等の地域との交流に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 デイサービスセンターふれあいの郷

(2) 所在地 千葉県館山市湊373番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で1名以上

利用者の生活指導並びに利用者処遇の計画、相談を行う。

(3) 看護職員 営業日ごとに1名以上

利用者の保健衛生並びに看護を行う。

(4) 介護職員 利用者の数が15人までは1名以上、

それ以上5人までは1を加えた数以上

利用者の日常生活全般にわたる介護・援助を行う。

(5) 機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日まで

を除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分とする。

(3) サービス提供時間は、午前10時から午後4時までとする。(送迎時間を除く。)

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18名とする。(館山市日常生活支援総合事業利用者を含む。)

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他食事、入浴等必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(5) 認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 送迎に要する費用(実施地域以外の地域に居住する利用者に対する。)

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前各号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担することが適当と認められるもの。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文章で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記入押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、館山市とし、それ以外の地域については、館山市の同意を得た上で、他市町村(利用者の保険者)から指定を受けた場合に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が送迎サービス等を受けるに当たり、交通ルールを遵守し、交通事故防止に努めるとともに、職員の指示のもとに行うこと。

2 利用者がサービス提供を受けるに当たり、共同生活の秩序を保ち親睦に努めるとともに事故防止のため、機能訓練室及び機能訓練器具等を利用する場合は、職員の指示のもとに行う。

3 食事、入浴及びレクリエーション等の参加についても同様の扱いとする。

4 喧嘩、口論、泥酔など他人に迷惑をかけること及び利用者の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害することを行ってはならない。

5 その他この規定で定められた禁止行為を行わないこと。

(定員の遵守)

第11条 指定通所介護事業者は、利用定員をこえて指定通所介護の提供は行わない。

(緊急時における対応方法)

第12条 指定通所介護職員は、通所介護を提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて必要な設備を設けるとともに、災害予防組織をもとに防災教育を含む総合訓練を強化し、利用者の安全対策の徹底を図る。

(虐待防止に関する事項)

第13条の2 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第14条 指定通所介護事業は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講ずる。

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置に努める。

(運営推進会議)

第15条 地域との連携や運営の透明性を図るため運営推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議の開催や委員等については、別に定める運営推進会議規程による。

(その他運営についての留意事項)

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 館山老人ホームと、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年11月12日から施行する。